

# 令和5年余市町議会第3回定例会会議録（第2号）

開 議 午前10時00分  
延 会 午前11時44分

## ○招 集 年 月 日

令和5年9月14日（木曜日）

## ○招 集 の 場 所

余市町議事堂

## ○開 議

令和5年9月15日（金曜日） 午前10時

## ○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長 12番 藤野博三  
余市町議会副議長 3番 岸本好且  
余市町議会議員 1番 山本正行  
" 2番 尾森加奈恵  
" 4番 佐藤剛司  
" 5番 内海富美子  
" 6番 庄巖龍  
" 7番 中井寿夫  
" 8番 川内谷幸恵  
" 9番 土屋美奈子  
" 10番 伊藤正明  
" 11番 茅根英昭  
" 13番 ジャストミートあたる  
" 14番 大物翔  
" 15番 白川栄美子  
" 16番 寺田進

## ○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔  
副 町 長 渡 邊 郁 尚  
総 務 部 長 高 橋 伸 明  
総 務 課 長 越 智 英 章  
財 政 課 長 高 田 幸 樹  
税 務 課 長 庄 木 淳 一  
民 生 部 長 篠 原 道 憲  
福 祉 課 長 大 平 直 規  
子育て・健康推進課長 中 島 紀 孝  
保 険 課 長 小 黒 雅 文  
環 境 対 策 課 長 大 森 直 也  
総 合 政 策 部 長 阿 部 弘 亨  
政 策 推 進 課 長 橋 端 良 平  
農 林 水 産 課 長 奈 良 論  
商 工 観 光 課 長 原 田 孝 嗣  
建 設 水 道 部 長 千 葉 雅 樹  
建 設 課 長 成 田 文 明  
まちづくり計画課長 北 島 貴 光  
下 水 道 課 長 樋 口 正 人  
水 道 課 長 紺 谷 友 之  
会計管理者（併）会計課長 須 貝 達 哉  
農 業 委 員 会 事 務 局 長 濱 川 龍 一  
教 育 委 員 会 教 育 長 前 坂 伸 也  
教 育 部 長 浅 野 敏 昭  
学 校 教 育 課 長 内 田 真 樹 子  
社 会 教 育 課 長 中 島 豊  
選挙管理委員会事務局長  
（併）監査委員事務局長 石 川 智 子

## ○欠 席 議 員 （0名）

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広  
議事係 長 細 川 雄 哉  
書 記 寒 河 江 美 桜

○議 事 日 程

第 1 一般質問

---

開 議 午前10時00分

○議長（藤野博三君） ただいまから令和5年余市町議会第3回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長（藤野博三君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位6番、議席番号10番、伊藤議員の発言を許します。

○10番（伊藤正明君） 令和5年第3回定例会に当たりまして、さきに一般質問について提出いたしました。それに基づきまして本日一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

最初に、業務委託事業に係る委託費用の算定についてでございます。業務委託先に対する委託費用を決める際においては、競争入札による方法と随意契約によって費用を決めていくケースがあると認識しております。自治体が行う金銭の支払いが生じる契約は、基本的には一般競争入札によって行われるのが前提であって、随意契約によるものは特別な事由があることにより実施されているものと私は考えております。現在余市町が業務委託契約をしている事業で競争入札によるものと随意契約によるものとそれぞれ何件ずつあるのか

お教えいただきたいと思っております。

次に、随意契約をする場合、金額決定に至るまでの一般的な手続というか、フローをお教えいただきたいと思っております。何ゆえに随意契約によらざるを得ないのか、そういった契約を締結せざるを得ないケースが生じた場合はその経緯、内容について事前に議会側に説明すべきと考えますが、町長の見解をお伺いしたいと思っております。

次に、余市町地域おこし協力隊の活動への対応についてでございます。余市町地域おこし協力隊については、令和2年4月に初隊員が着任され、担当分野において相応の実績を上げられてきていると認識しております。その中で広報業務支援員として着任された方の活動についてお聞きしたいと思っております。

私は、令和5年3月の定例議会の一般質問の中で余市町の広報活動について質問させていただきましたが、町長からは人員配置を含め変革することで情報発信力の強化に取り組んでいきます。4月からは新人でメディア出身の方とか、地域おこし協力隊の広報要員も入ってくるので、広報に明るい人材を活用して、情報発信の強化に取り組んでいきますとの答弁がございました。町長も情報発信の強化については並々ならぬ決意の下に新年度を迎えられたというふうに私は思っております。情報発信、広報の領域において令和5年度からどのような新しい施策が実施されたのかお伺いしたいと思っております。

特に地域おこし協力隊の隊員においては広報に関しての提案やプレゼンテーションをされてきていると思っておりますが、それを受け、役場の担当部門はどのようなアクションを起こされ、具体的にどう実行されたのかお伺いしたいと思っております。

以上、2件の質問でございます。よろしく願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、伊藤議員の業務委託契約に関する質問に答弁します。

1点目の業務委託契約に係る現在の競争入札及び随意契約に関する件数についてですが、令和5年8月末現在において指名競争入札によるものが50件、随意契約によるものが164件です。

2点目の随意契約の金額決定に至るまでのフローについては、予定金額が50万円未満の少額の委託契約を除き、本町の指名委員会にて地方自治法施行令第167条の2に該当すると認められる契約につきまして、その経緯、内容、適格性について審査及び事業者選定を実施した後、当該事業者から見積書を徴取し、予定価格と比較の上、その範囲内であれば契約締結をするフローとなっています。

3点目の随意契約をせざるを得ないケースについて、その経緯、内容に係る議会への事前説明については、各施設等維持管理に係る委託業務の随意契約件数は多数あることから、予算委員会、決算委員会、常任委員会において個別に照会いただきたく思います。委託業務の契約締結に当たっては、原則競争入札の手法を取ることを基本に、法令等にのっとり適正に執行します。

次に、余市町地域おこし協力隊の活動への対応に関する質問に答弁します。令和5年度からの新たな施策といたしましては、SNSを活用した情報発信や担当職員の人脈を生かしたメディアへの積極的な働きかけなどを実施しています。これにより様々な媒体で余市町の取組が紹介されたほか、メディアとの結びつきが強固なものとなるなど情報発信の強化につながっているものと認識しています。広報業務支援員としての地域おこし協力隊員につきましては、広報紙やホームページ等での情報発信の強化に資する活動の実施を要件として募集し、選考の結果、令和5年6月より1名の者を委嘱しております。広報8月号からは当該協力隊員が担当する特集ページもスタートしており、今後とも活躍の場を広げていただきたいと期待しています。

○10番（伊藤正明君） ただいま齊藤町長からご答弁がございましたが、業務委託事業に関わる関係について再質問させていただきます。

随意契約のほうが間違いなく件数は3倍ぐらいになっているというような状況でございまして、どうしてもこういった業務委託事業に関しては随意契約によらざるを得ないというような部分が現実としてあるのかなというふうには感じたわけですが、その中で予定金額が50万円未満のものを除いては指名委員会等で業者の選定、それから事業の内容等のチェックをしながら業者から見積書を提出をしていただき、進めているということですが、この部分が一番難しいといえますか、疑問を感じる部分だというふうには私は思っております。と申しますのは、結局一回随契をしてしまうとそれがやや、永遠とまでは言いませんが、大体ずっと続いてきているというのが実態かというふうに思います。中には途中で3年で更改、5年で更改といったような事業もあるやに聞いておりますけれども、そういう状況の中でどうしても随意契約を一旦してしまうと、そこから逃れられないといえますか、その契約がずっと続いてしまうと。実態として、たしか予算委員会のときにもう退任された彫谷議員のほうからリサイクルごみの処理問題で質問があったと思うのですが、あのときの質問の内容を見ますと、担当側からの説明で出てきたのは令和2年度からずっと毎年毎年委託金額が増えてきている。かなりの金額増えてきている状況にあります。彫谷議員は、そのときに余市町と大体同じ規模の鉦路町の状況を例に出されていて、鉦路町と比べてもかなり高額での契約となっているが、これについてはいかがなものかというふうに質問されたけれども、担当部門からは金額については一応こういうふうになっているということだけで、なぜそういう金額になっているかということよりも、要するに町民が安定、安心をするような事業

推進といいますか、形態を守っていきたいという  
答弁しかございませんでした。それで予算委員会  
では終わっていますけれども、確かにそういった  
町民の生活の安定、安心を図るがための事業につ  
いてはある程度業者等についてはどこでもいいと  
いうことではなくて、それなりのノウハウを持っ  
ていたり、経験を持っていたりというところに委  
託せざるを得ないのだということは、それは論理  
として間違っていないというふうに私も思いま  
す。ただ、私が言いたいのはそうではなくて、契  
約金額の設定をするときにもう少しきちんとした  
精査をして、契約をしていくべきかというふうに  
思います。やはり随意契約となりますと、そこに  
競争の原理は働かませんので、どうしても例年、  
毎年毎年金額が上がっていかざるを得ないとい  
いますか、業者側からはそういったような見積り  
が出てきて、それを受けてどうしても契約をして  
しまう嫌いがあるというふうに、大変失礼ですけ  
れども、私はそのように感じます。ぜひそういった  
ような今までのあしき慣習……あしき慣習とい  
う表現はいいか悪いか別にしまして、今までがこ  
うであったからこうだと、過去がこうだったから  
こうだと、そういった先例、慣例主義に陥ること  
なく、新しい視点でそういった随意契約において  
は金額の設定がなされるべきというふうに思っ  
ております。

さらに、もう一つ、ちょっと外れますけれども、  
今年の中で第一清掃公社の決算内容について私  
ここで質問したら、未収金が発生しておりました。  
なぜ未収金が発生しているのかと質問しました。  
普通バランスシートで未収金が発生するとい  
うことはその企業に何か問題があるという、大体、私  
過去に金融機関にいたものですから、未収金でバ  
ランスシートに載ってきたら、これおかしいぞと。  
この部分は細かく精査をしろというような形で企  
業分析をしてくるわけですがけれども、その未収金  
につきましてなぜ未収金ですかと聞いたら、3月

分の費用がまだ決定していないので、それが決定  
して、請求されてから払うと。だから、未収金に  
なっているのですと。これは毎年毎年そういうこ  
とですというような答弁がありまして、その場  
ではああ、そうですかということで、そういう場  
でなかったもので、それ以上の質問はしませんでした  
けれども、これもおかしいです。やはりそういった  
ような随意契約をしている中で、そういった会  
計上の問題が一方で発生していたり、金額の不  
透明さが発生していたり、そういった部分が今  
まであるというふうに思いますので、今後につ  
いては契約金額の透明性を高めるといった意味  
でぜひ改善をしていただきたいと思いますが、  
町長のご意見をお伺いしたい。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、伊藤議員の質問に  
答弁させていただきたいと思っております。

伊藤議員おっしゃるとおり、一般論として行政  
機関、一旦、最初の何らかの事業を決めるとき  
はプロポーザルとか企画競争とかでやって、ある  
業者が落札をすると、翌年度からずっと随契とい  
うパターンが多いように見受けられます。私も予  
算を策定する段階で例年の比較ですとか前年の  
10年との比較とか様々な要因を見ながら予算  
を策定しているわけですが、何度も言っていると  
おり、扶助費がやたらと増えていて、結構財政  
が圧迫されているということがあります。そんな  
中で毎年毎年随契で高額の業務委託をしている  
という案件も結構見受けられるので、そこはき  
ちんと精査して、見積り合わせをするだとか、  
他の自治体の例をきちんと調べるようにとい  
う指示を出しているわけですが、それでもな  
かなか変わっていかない部分があるので、そ  
れはまさにこういう議会の場で指摘いただく  
のは非常に町民の声として我々も受け止める  
わけなので、それはきちんと今後も反映させ  
ていきたいと思っております。特に高額な  
ものに関しては、本当に前例を踏襲しない形  
で今後の財政状況の推移を見据えながらより  
精査して、

きちんと安定的な業務を遂行するのと同時に、適正な金額に移行させていくようなことを指示していきたいと思ひますし、伊藤議員おっしゃった安定的な業務の遂行の観点からいへば、1者よりも2者、分割してやったほうがもちろん安定的に、1者が駄目になったときにもう一者でカバーできるわけだから、そういうやり方もできるわけなので、そういう点も踏まえながら担当課には指示していきたいと思ひます。

○10番（伊藤正明君） 町長、ありがとうございます。非常に前向きな改善に向けた、改革に向けた積極的なご答弁で、非常に私うれしく思っています。ぜひともそのような形で今後の財政の在り方を含めて、余市町が営々発展していく上においてそういった暗闇といいますか、陰の部分のものをぜひとも改革、改善をしていただければありがたいというふうに思っています。

次に、余市町地域おこし協力隊の活動への対応についてということで、余市町の広報活動、情報発信等について再度質問させていただきます。町長からは新年度に入ってSNSの活用とかメディアに対して多数顔を出すとかといったようなこと、またホームページにおいても新しい出し方をして、情報発信については少しずつでもあるけれども、変わってきているはずだというようなお話でございました。すみません。そもそも論で言いますけれども、広報というものの結果の評価は商品販売等のPR活動と違って定量分析ができるものではないわけで、結果的に定性分析、つまり受信側、町民がどう受け取るかといった、そういった感覚的なものもありまして、町民、受信側がどう受け取っているかということ発信者側、つまり役場側が鋭い感性といいますか、それを持ってそれぞれが受け止めていくしかないというふうに私は思っています。そうでなければ、なかなかいろいろこうやって発信しているのだよな、広報しているのだよな、それはあくまでも自己満足に

すぎない状況でして、一番重要なのは受信者側、町民側がどのようにそれを受け止めるか、受け止めているかということ発信者側が常に把握する必要があると、そういうことの繰り返しが広報、情報発信の精度を高めていくということにつながるというふうに思っています。そのためにはやはり役場の職員の方、特に担当部門の方は町民がどのように捉えているのか、そういった感覚を磨かれる努力を日々仕事を含めて日常の中ですべきかというふうに大変失礼ながら申し上げたいと思ひます。それには一つの方法として、例えば役場職員と町民との交流の場を広げ、その中で生の声が聞こえる場をどうつくっていくかというようなこと、当然今までもそういった、例えば区会連合会とか区会長さんとの話合いとか、そういった中でいろいろな意見が出てきていますけれども、大変失礼ながら町民の声をどこまで集約した会議になっているのかも分かりません。やはり広報というのは発信者側が肌感覚で受信者側がどのように捉えているかということを感じながら次に向かっていくことが必要かというふうに思ひますが、町長としてのご意見をいただきたいと思ひます。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、伊藤議員の質問に答弁させていただきたいと思ひます。

広報なのですけれども、以前も私申し上げましたとおり、様々なうちの職員が行った事業、いかにいい事業やったとしてもそれが発信されて、伝わらなければ何もやっていないのと同じようなことだというふうに思ひまして、広報をきちんとするようという指示をしているわけです。うちのスタッフも頑張っているいろいろと発信、広報、紙媒体、そしてインターネット媒体両面から発信するように心がけてはいるわけです。受け取りに関しては、どの程度効果があったかに関しては広告費換算というのができまして、それこそ私2期目で5年目ですけれども、その前との比較で相当

メディアへの露出が増えていると思います。それを広告費で払うとしたら何十億円単位のお金が必要になってくるわけですが、それくらいの広報効果は実際にあったというふうに認識しています。伊藤議員おっしゃったのは、広告費換算の話ではなくて、受け取り手の話だと思うのですが、その辺はご指摘、ご提案のとおり様々な機会を利用して、町民から生の声を吸い上げていくということを役場としてはやっていきたいというふうに思っていますし、私自身としては、うちの担当がどこまでやっているか知りませんが、余市というワードがインターネットでつぶやかれたら全て私は把握するようにして、人力AIみたいなことやっているのですけれども、それによって町民がどのように考えているかは全て私は把握するようにはしているので、それに基づいて担当にこういう話があるからねということも言うということでもあります。

○10番（伊藤正明君） 町長の今のご意見については、私も納得する場面がたくさんございますので、それについてどうこう言う気はありませんし、やはり今まで町長が余市町の町長に就任してからのメディアの中に出た回数とかいろいろな時間数を考えると、確かにそれを金額に換算すると何十億円にもなるよと、それも私も十分理解しております。結局齊藤町長がそういった形で余市町のPRといいますか、ブランドを高めるためのブランディングに非常に大きく寄与され、また行動されているということは大いに評価しておりますし、今後も余市町のブランディングのためになお一層の活動をしていただければありがたいというふうに思っております。

その中で次に大事なのが、広報活動と絡んでくるのですが、ブランディングをまずやったら、その後はマーケティングなのです。つまりマーケティングをやって、どう刈り取っていきけるか、つまり地域への経済波及効果をどう実現していけ

るか、そういったマーケティングという考え方も当然必要となってきて、その一環としての広報というのも当然あるかと思いますが、その辺について町長のご意見はいかがかお伺いしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、伊藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろんマーケティングは大切なのは当然の話でありまして、私どちらかというとマーケティング得意な人なので、マーケティングの視点からやっているのですけれども、一般企業でしたらマーケティングをミスしたらその企業は倒れるぐらいの損害を被るわけですが、自治体もある意味同じだと思っております。マーケティングを失敗した自治体はもちろん外部からいろいろなサポートが得られなくなるということだと思っております。広報の結果としてそれがどう経済波及効果につながっているかに関しては、今町内でいろいろなコンドミニアム含めて施設が建ってきていると思いますけれども、いわゆる昭和の大規模なホテルが立地するというようなスタイルではなくて、少数の富裕層がニセコにたくさん集まっていますけれども、その富を取り込むというようなスタイルで新たな誘客の施設などが出来上がっているわけです。これも要は富裕層の層にターゲットしたマーケティングの成果が現れている一つの事例ではないかなと思っております。徐々に広報からつながる経済波及効果というのは出てきているのではないかなというふうには見ています。

○10番（伊藤正明君） 今までの町長の活動の中でいろいろな効果が現れてきているということにつきましても、まさしくそういうことなのだろうなというふうに思っております。それとちょっと視点変えまして、この表題にもありますように地域おこし協力隊の活動への対応ということで、地域おこし協力隊は多分政策推進課が担当してい

るのかなというふうに思いますが、地域おこし協力隊の方がこの6月から来て、3か月足らずですか、そういった中で多分張り切って来られていると思うので、こういうことやりたい、ああいうことやりたい、これはどうですかねということは当然担当部門に話をされていると思うし、もし話をされていなかったら、大変失礼ですけれども、その協力隊は能力がないのかなというような話になってしまうのでありまして、そういった中で協力隊員が担当部門の職員の方に対してこういったことやりたいのだよね、こういったことやったらどうですかといったような提案が間違いなく今まであったと思うのですが、それに対して、ではそれは今まで使っているツールではなくて、新しいツールを使ってこういうことをやりたいというようなことを絡めた提案が多分出てきているのではなかろうかというふうに思うのですが、それについて担当部門としてはどのような対応をし、それをどう具現化していこうとしているのか、最後にその1点だけお伺いしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、伊藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

地域おこし協力隊は、町との雇用関係をあえてないようにしてしまっていて、それによって自分の意思で様々なプロジェクトがやりたければできるような形にしています。それについての助成も総務省の予算の中から、例えば起業する場合100万円出すとか活動に関する助成金は200万円出るとか、総務省の予算でできるような制度になっているわけですが、町との雇用関係の縛りをなくして、自分でプロジェクトをどんどん、どんどん起こしていくようなことになっている結果、それこそワイン関係の協力隊の場合でしたらテースティングのイベントを自分で企画してアレンジしたりとか、広報分野ではメディアとの人脈を生かしてどんどん、どんどん案件を取り付けていったりというようなことをやっているわけです。提案を受け

たら、担当課のほうでもいや、それはやめてくださいというようなことは言わずに、もちろんアドバイスはしますけれども、基本的には自分の意思でやっていくようなスタイルにはなっているということでございます。

○10番（伊藤正明君） ありがとうございます。今町長から協力隊の活動について役場の担当部門との関係性、雇用関係等も含めてのお話がありましたですけれども、私が言いたいのはそういった地域おこし協力隊の方が非常に高い志を持って余市町に来て、私は広報の關係に寄与するためにいろいろなことやりたいのだ、やるのだという思いで多分来ていると思うのですが、どうもその辺が協力隊のご本人と余市町の担当部門との間でうまく意思疎通ができていないのではなかろうかというような感覚を、これはあくまでも私の感覚です。感覚を受けながら今日に至っているものですから、ぜひとも町長もその辺のことを再度余市町の広報、情報発信のそういった協力隊の活動に関しては温かい目で見守るといいますか、それはちょっと違うかも分からないですけれども、昔の松下幸之助の言葉を借りると、やってみなはれというような部分でやらせてみるというようなことも必要かと。その結果がどうなるかは分からないけれども、とにかくやってみなはれ、そういった姿勢でぜひ余市町の将来に向けてのそういった広報活動も協力隊の皆さん方の力を借りながらできればいいなというふうに思っておりますので、この件について町長からお考えを聞いて、質問は終わります。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、伊藤議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

協力隊と担当課との確執に関して私は特に聞いていないので、ちょっと副町長に聞いてみたら、何かあると聞いたら特に聞いていないというのですが、いずれにせよちょっと把握をしたいと思えますのと、私自身の考えとしてはどんどんやって

くださいというスタンスですので、その点は止めるつもりもないですし、自由に志を実際の経済活動に反映させていていただきたいなというふうに思います。

○議長（藤野博三君） 伊藤議員の発言が終わりました。

発言順位7番、議席番号8番、川内谷議員の発言を許します。

○8番（川内谷幸恵君） 令和5年第3回定例会において、さきに通告いたしました不法投棄のゴミ対策について質問いたしますので、ご答弁のほどよろしくお願ひします。

町内のあちこちでごみの不法投棄が見受けられ、コロナ禍以降目立つようになったと感じています。プラスチックごみに代表されるように、ごみの環境汚染は生態系へも悪影響を与え、今や全世界で取り組むべき課題となっています。余市町の対策について、以下伺います。

交通量の少ない農道方面などのポイ捨てや不法投棄が目立ちますが、町としての対策をお伺ひいたします。

コロナ禍で開設されていなかった海水浴場ですが、今年は通常どおり開設されました。この海水浴場から出るごみの対策についてお伺ひいたします。

港湾で仮泊中の漁船に無断乗船してごみを放置したり、排せつ物の置き去りなどが発生しています。また、釣り人のポイ捨てなども多い状況です。町としての対策をお伺ひいたします。

ごみなどの環境問題については、子供たちも一緒に考えることが必要だと思いますが、何か取り組んでいることがあるかお伺ひいたします。

町内外への啓発活動などを強化していくことも必要かと思いますが、見解をお伺ひいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、川内谷議員の質問に答弁します。

1点目のポイ捨てや不法投棄の対策についてで

すが、町内パトロールを随時実施しており、ごみの不法投棄等の監視を行っています。道路への不法投棄、ポイ捨てがあった場合には道路管理者に通報し、対策をしています。また、特に悪質と認められるものについては、警察にも対応について相談しています。また、不法投棄が多発する箇所には注意喚起の看板を設置し、再発防止を図っています。

2点目の海水浴場から出るごみの対策についてですが、今年度開設しました浜中モイレ海水浴場については基本ごみの持ち帰りをお願いするとともに、職員や監視員による周辺のごみ拾いを行っています。今シーズンの状況といたしましては、おおむねご協力いただけたものの、一部監視塔横へのポイ捨てがあったことから、注意喚起の看板を設置し、周知を図っています。

3点目の漁港での不法投棄についてですが、漁船への無断乗船や釣り人によるポイ捨てについては、不法侵入、不法投棄に当たるため、これらの事案は漁港管理者である北海道、警察と連携を図り、対応します。また、漁港の利用をめぐるトラブルに対しては、基本的なルールとマナーについて冊子による周知を図り、漁業に支障ある事案については看板設置等の対策を講じています。

5点目の町内外への啓発活動の強化についてですが、広報紙やごみ分別のパンフレットにより周知を図っているほか、海水浴場や漁港ではごみを持ち帰るよう注意喚起の看板を設置しています。町のホームページを活用することで町外の方へ発信するとともに、関係管理者と協議しながら啓発強化に努めます。

なお、教育委員会関係については、教育長より答弁します。

○教育長（前坂伸也君） 8番、川内谷議員のご質問に答弁申し上げます。

4点目の小中学校における環境問題への取組についてでございますが、未来を担う子供たちが環



境問題について学習し、環境保全活動に取り組むことは重要であると認識をしております。本町の小中学校では、施設見学によるリサイクルや海洋資源の保全等に関する学習、海浜や道路の清掃ボランティア活動、給食の残食を減らす取組を行うなど環境問題について理解と関心を深めているところであります。今後におきましても関係機関と連携を図り、質の高い環境教育に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○8番（川内谷幸恵君） 何事も勉強だと思っておりますので、聞き苦しいところもあるかと思いますが、お手柔らかにお願いいたします。

パトロールとありましたが、ボランティアで緑のごみ袋でごみを拾ってくれた方がいらっしゃいますが、そのごみの回収が全然できていないという現状が見受けられます。ボランティア団体の代表さんもちょっと町とはあんまり意思の疎通ができていないようなので、これから首長や国のほうにごみ問題について相談するという話も聞いております。これに関して町長の見解、お願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、川内谷議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

私も朝方よく海岸に行くことがあるのですけれども、ポイ捨てというより漂流物とか結構あって、ボランティアで清掃、サーファーとかもいますけれども、ボランティアでごみを回収している方とかもいて、意識が高い方もおられれば、もちろん海に対するリスクがないというか、敬意がなくてポイ捨てをするということなのだと思います。ポイ捨てに関しては、町政というよりは人間のマナーの話なので、私がどうこうというよりは人間のマナーが上がっていかないとどうも根本的解決にならない問題だと思っておりますが、ご指摘のボランティア袋の回収に関しては環境サイドに連絡が来たらそれを回収するということだと思います

ので、それは担当課のほうで淡々とやっているとは思いますが、私のほうには特にその情報は入ってきていないので、ちょっと確認するようにするということかと思っております。

○8番（川内谷幸恵君） 分かりました。私が見る限りだと、ごみの回収がされておらず、風の強い日などそのごみ袋が道路に転がってきているところも見えたりしていたので、これからボランティア団体と町との意思の疎通の取りやすいような対応をしていただけたらと願います。

教育長さん、小学校の取組に関してなのですけども、以前私が小学生だった頃はモイレの海水浴場でクリーン清掃を実施していたのを覚えています。そのときにやっぱり海からこんなごみが流れてきているのだとか、こんなものが落ちている、捨てられているという認識をしたのを覚えています。なので、低学年は無理かもしれないので、高学年とか中学生以降の生徒たちに少しでも余市の海水浴場をきれいに保ってもらえる気持ちを持ってもらえるようにそういう課外活動を実施していただけたらと思います。見解お願いいたします。

○教育長（前坂伸也君） 8番、川内谷議員の再度のご質問にご答弁を申し上げます。

ただいま小学校ということでご指摘を受けました。私先ほど海浜や道路の清掃ボランティアということでお話をさせていただきましたが、近年中学校でやっております。過去においては、小学校レベルといいますと町内会、子供会単位で清掃ボランティアというのが盛んに行われておりました、学校の教育活動とは別に地域の活動として取り組まれていたと思います。ただ、そういった取組もなかなか子供会活動も今活発ではないということとコロナ禍ということもあって、今停滞しているというのは私も正直思っております。議員ご指摘のとおり、子供の頃からそういう意識を高めるというのは非常に重要なことでありますので、小学校においてもそういった活動を積極的に取り

組むように子ども学校と連携して対応してまいりたいと考えております。

○8番(川内谷幸恵君) 教育長、分かりました。私の息子ですけれども、少年団に所属していますけれども、クリーン清掃活動にイオンさんの提供で参加しないかというお誘いがありまして、子供たちも少年団の子供たちみんなでモイレ海岸の清掃を実施した経緯もありますので、ぜひ前向きにご検討願います。

ここに記載の漁港での仮泊め中の漁船とありますが、漁港と港湾の2つが対象となります。看板設置などが多くされているように思いますが、町長のおっしゃるとおり、マナーの問題とも私も思っております。ですが、やっぱり心ない人たちがいらっちゃって、ごみのポイ捨てとか、私もごみを捨てている現場に立ち合わせて、声をかけたことがあったのですが、私も女性という立場からあまり強いことは言えず、男性だったので、その場は強くは言えなかったのですけれども、そういう問題も多分今後は近隣住民との間でも起こりかねないと思うのです。そういうことが起きたときの町としての対応をお聞かせください。

○町長(齊藤啓輔君) 8番、川内谷議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

ポイ捨てですとかごみの不法投棄ですけれども、本当にこれはまさに先ほど来話に出ている小さい頃からの教育が必要になってくるし、マナーというか、自然に対する感謝と敬意が全然不足している人が多いというのも事実であって、そういう人たちが何で釣りをしに来ているのかというのは私も非常に疑問ではあるわけです。同じような事例というか、余市町に多くの人 came 事例としてラフェトが週末ありましたけれども、1,200人のワイン好きの人が来て、私がびっくりしたのは一つもごみが落ちていないどころか、落ちているごみ全部回収していつてくれたぐらい、要はそこに来た人たちは本当に自然に対する敬意と

感謝があって、ワインを愛する人たちが来ているから、そういう産地にごみ一つでも落ちているのは気に入らないという人たちが来ていたわけです。一方で、比較するとせっかく魚が好きで、海が好きで、釣りに来ていて、人の漁船に乗って不法投棄したり、排せつ物、許し難いと。私自身もしようもない人がいるものだなというふうな気持ちでいっぱいなわけです。先ほどの答弁と同じになりますけれども、まさに不法侵入になりますので、これは警察に通報して、不法侵入している人がいるからということで対応するということではないのかなというふうに思います。町としても、先ほど申し上げたとおり、港湾の管理者である北海道だとか警察とかと連携しながらトラブルに対処していくのと同時に、根本原因はマナーなので、いかに自然に対するリスペクトを高めていくかということがポイントになるのではないかなというふうに思います。

○8番(川内谷幸恵君) 分かりました。小学校、幼少期からのやっぱり教育とかもマナーについては必要だと思いますけれども、ごみを捨てない、マナーを守るための看板のほかには何か町長ではこういうことをしたらよいのではないかということはないかお聞かせください。

○町長(齊藤啓輔君) 8番、川内谷議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

多分来られる方は町外の方が多いと思うので、私が余市町長としてどこまでできるかというのはよく分かりませんが、いずれにせよ私もごみはその辺に散らばっていたら汚いなと思うし、それこそ近代というか、数千年前のフランスのパリとかごみが散らばっていて、衛生状態も悪かったわけですけれども、そういういつの時代の話だよと。今令和ですよと思うところでありまして、いずれにせよ啓発活動が重要だというふうには思っています、こういうごみ捨てる方に啓発して本当に効果あるか分かりませんが、

粘り強くやっていくということなのではないのかなというふうに思います。

○8番（川内谷幸恵君） 分かりました。町長の意見に私も同感であります。町に取り組んでもらうだけでなく、町民の個々、一人一人がやっぱりそういうごみ問題に対して今後どう向き合っていくべきかも町民と一緒に余市町も考えていくべきだと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（藤野博三君） 川内谷議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

---

再開 午前11時00分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

順次発言を許します。

発言順位8番、議席番号13番、ジャストミートあたる議員の発言を許します。

○13番（ジャストミートあたる君） 13番、ジャストミートあたるでございます。一般質問通告書に基づき質問させていただきます。

余市町の熊出没の現状と役場の対応について。昨今熊の出没が多発しております。それに伴い、人的被害や家畜の被害が報じられております。しかしながら、余市町では熊の出没、捕獲情報は共有されているとは言えない。なぜなら、私は2021年9月17日に立ち会うものの、農林水産課と猟友会により事実を公表しないように圧力を受けたからだ。聞いた話によると、猟友会は狩猟した熊肉を知り合いに配っているそうだが、その肉を使った料理にも公開を禁じているようだ。そこで、次の事項を伺いたい。

1、実際に余市町では年間に熊がどこで出没し、

何頭殺処分されているのか。これは、令和元年から現在までをお示しください。

2、なぜ農林水産課は害獣駆除の情報を非公開にするのか。2021年9月17日の熊の殺処分は狩猟期間外の捕獲、もしくは猟区外での捕獲、殺処分だったからか。

3、一般に知られたい理由が動物愛護団体による抗議が不快と農林水産課の職員は言うが、職員の保身によって町民の知る権利に対し真摯に向き合っていないのではないか。そして、各メディアでここまで熊の出没問題が取り沙汰される中、町民に委細説明、公表するべきであると思うが、所見を伺う。

次、有害鳥獣駆除業務委託料について。令和5年度余市町一般会計予算によると、有害鳥獣駆除業務委託料に150万円とあります。そこで、次の事項を伺いたい。

1、委託料はどこにどのどのような名目で支払われているのか。

2、税金によって支払われているのなら、その様子を写真や動画によって町民に周知させるのに役場職員が妨害してはならないのではないか。

次、・・・・・・・・・・未成年の喫煙問題と自動販売機について。・・・・・・・・・・未成年の喫煙が常態化している。・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・未成年の喫煙が常態化している。・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・喫煙行為を目視しても・・・・・・・・・・  
注意もされない状態である。これは、・・・・・・・・・・喫煙行為が周知されなければ問題ではないという認識だからだ。もっとも喫煙習慣がついた状態で・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・管理側に対する同情の余地はある。そこで、次の事項を伺いたい。

1、・・・・・・・・・・公費が使われている以上、・・・・・・・・・・未成年の喫煙を黙認しているのは問題である。これを町として問題視し、改善させるべきではないか。

2、未成年の喫煙問題は売る側の問題もある。小売店では対面での対処ができるが、自動販売機では現状タスポでの年齢認証であり、完全には制限できない。加えて、タスポ回しなるタスポカードの流用による未成年の集団購入方法も確認した。そもそも年齢制限のある商品を自動販売機で販売すること自体異常である。折よく2026年3月末にタスポが終了となります。子供を喫煙、飲酒から守るためにたばこ酒の自動販売機をこの余市町から完全撤去するべきである。そして、この流れを余市町から全国に広めたいと思うが、所見を伺いたい。

次、余市町独自の子育て応援について。今年道では子育て応援事業として米と牛乳が購入できる商品券等が配られました。このような子育て応援を余市町独自でできないものか。例えばおむつの定期便。おむつは買物の中でも容量が大きく、持ち帰りが困難な商品の一つである。また、気がつけばあと数枚しかストックがないということも多々あります。小さい子供を背負いながらおむつを買いに行くのは、産後の女性からすると苦勞である。そこで、月に1度ほど定期便で希望のサイズの商品を届けてはどうか。生協のトドックは、妊娠中や子育て中の利用者は送料が無料である。米と牛乳の場合には助けにはなったが、手続に時間と手間がかかり、なおかつ単発的で、利用しやすいとは言えない。しかし、トドックシステムを利用した場合、利用者はチェックシートにチェックを入れて、玄関に置いておけばよい。業務手数料や委託料が発生しないおむつ定期便を提案したいが、所見を伺いたい。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁します。

1点目の熊の出没については、梅川町、豊丘町、登町、栄町にて出没情報を受けています。駆除頭数は令和元年度零頭、令和2年度2頭、令和3年度5頭、令和4年度3頭、令和5年度1頭を駆除

しています。

2点目の害獣駆除の情報については、本業務は余市町鳥獣害被害防止計画に基づいており、令和3年度は4月1日から11月30日まで北海道知事より捕獲の許可を受け、実施しています。また、目撃情報及び捕獲情報については、新聞等により情報を公開しています。

3点目の町民への委細説明、公表については、ヒグマの出没情報、ヒグマの捕獲情報は新聞等により情報を公開しています。

次に、有害鳥獣駆除業務委託料についてですが、1点目の委託料については余市町におけるアライグマ防除実施計画書に基づき箱わなにより捕獲されたアライグマ等の処分を行う委託業務であり、わな猟有資格事業者へ委託しています。

2点目については、役場職員は適切に業務を遂行しているとの認識です。

次に、余市町独自の子育て応援についてですが、余市町独自の事業としては子育て応援給付金として出産祝金を第1子、第2子に対し5万円、第3子に対しては5年間で50万円を支給しており、子育て世帯への経済的負担の軽減を図っています。おむつ定期便については、子育て中の保護者の方にとって有効であると考えます。民間によるインターネットショップ等におけるおむつ購入定期便等でもご自宅まで配送されるサービスがあり、多くの方が活用されているものと伺っておりますので、本町といたしましても有効な施策については民間と情報共有に努めます。

なお、教育委員会関係に関しては、教育長より答弁申し上げます。

○教育長（前坂伸也君） 13番、ジャストミートあたる議員の未成年の喫煙問題と自動販売機についてのご質問に答弁申し上げます。

未成年の喫煙については、受動喫煙による悪影響、将来の健康障害などについて正しい知識を教える必要があると考えています。具体的な対応と

して、毎年余市町生活指導連絡協議会において暮らしの決まりを作成し、高校生を含んだ児童生徒とその保護者及び関係機関への周知を行い、併せて余市神社祭典の巡視や毎週金曜日の町内巡視を行って、青少年の非行防止に努めております。余市町教育委員会としては、児童生徒がたばこやアルコール飲料が入手しやすい環境下に置かれることは問題であると認識しており、今後も関係機関と連携を図りながら児童生徒の健全育成に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○13番（ジャストミートあたる君） まず最初の熊問題なのですけれども、わな猟業者に先ほど町長が委託しているということをおっしゃっていましたが、農林水産課の中にわな猟の免許を持っている方いらっしゃいますか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

わな猟、アライグマなのですけれども、担当課については捕獲の許可は得ているということであります。

○13番（ジャストミートあたる君） 許可をもらっているのではなく、わな猟の免許を持っている方はいらっしゃいますかという質問です。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

免許保持者はいないそうです。

○13番（ジャストミートあたる君） 次に、先ほどの令和元年から5年までの捕獲、殺処分頭数が、今僕初めて知りました、これ。これは、どこかで見ることはできますか、ホームページ等で。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

駆除頭数は新聞に情報公開しているので、そち

らから拾っていただければ見ることができます。

○13番（ジャストミートあたる君） 新聞は一過性にすぎないので、ホームページで公表することが周知には便利だと思いますが、どうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

町としては情報公開については新聞によってしているのですが、ホームページで公開することがそれだけの需要があるかどうかは判断しかねます。いずれにせよ、情報に関しては出しているということでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） 情報公開というならば、ホームページで常に公開するべきだと思います。それに、今、先ほども述べたとおり、熊の出没は多発していて、大変な状況になっております、北海道では。我が町でもこういった殺処分の頭数、どこでどれぐらいの大きさのが出たかというのは周知させるべきだと思います。いかがでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

いずれにせよ、処分頭数に関しては情報は出ているので、それをホームページで再度頭数を出すことが、それはホームページの更新も行政コストがかかるわけですから、そこまでのコストをかけるだけのものかどうかは精査する必要があるかと思っております。

○13番（ジャストミートあたる君） ホームページの更新にお金がかかる。テキストを書くだけです。更新ボタン押して、テキスト書くだけです。全然お金かかりません。そういった逃げ口上はやめていただきたい。お金はかかりません。何なら僕がやってもいいくらいです。

次です。この2021年9月17日の熊の殺処分、これなのですけれども、この時点で北海道の狩猟期

間は10月1日から1月31日だと思いますが、いかがでしょうか。これは、先ほど述べた道に許可を求めた期間と合致しますか。どうですか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

まず、コストに関してはホームページを更新するコストではなくて、行政側の人工とかもあるので、それを含んだコストのことを私は言っているわけです。

また、猟期に関しては、先ほど答弁で言ったとおり、令和3年度は4月1日から10月31日までということでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） ちなみに、捕獲した熊は誰の所有物になりますか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

捕獲された熊に対する所有権は発生するというものではなく、捕獲した猟友会が処分するというものの流れになっております。

○13番（ジャストミートあたる君） ならば、誰のものでもなければ、撮影も妨害できないのではないのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

撮影の妨害、私はちょっと具体的な状況がよく分からないのですけれども、一般論として行為の、熊が捕られた場所、例えばどこにわなが設置されているかというのを撮影したり、一般論を話しています。あたるさんの状況分からないから、一般論として話すと、どこに箱わなが設置されていますというのを事前に仮に撮影した場合、表現の自由と公共の福祉の対立構造になると思うのですけれども、そこに熊が入るかもしれないという場合、熊が出るところに人間が行くと非常に危ないので

す。そういう人命的な人身の被害が生じる可能性があるのも、例えば猟友会としてこの場所に設置しているのを映さないでくださいということがあるかもしれないけれども、その辺は具体的な行為の様態が分からないから、私首長なので、政策的な方向を示す答弁を主にするわけで、こういう個別具体的な案件についてはちょっと様態が分からないので、何とも言えないというような答弁です。

○13番（ジャストミートあたる君） では、そのときの状況を説明したいと思います。

2021年9月17日、この日は柴町の宮本さんの有する牧場、酪農家やっている宮本さんです。このデントコーン畑で熊が捕獲されたということを受けて、私カメラを持って駆けつけたわけです。そうなったときに、僕は彼からおいでと言われて行ったわけです。これは、土地の所有者とか住んでいる人から了承を得た状況で撮りに行きました。その状況で行ったところ、デントコーン畑に体長1メートル20ぐらいです。熊の体長というのは頭からお尻までです。だから、手を伸ばした状態ではなく、そういった体長、かなり大きい状態で、大きい箱わなが設置されておりました。このとき奈良農林水産課長も一緒でした。そこで、僕は撮影していたら、後ろで怒号があつて、撮るな、撮るな、消せ、消せと猟友会から及びそれから役場の農林水産課ですか、あれは、から直接言われて、僕は一旦消しました、それを。周りを見ると、猟友会の腰には刃渡り20センチ以上のジャングルナイフ、これは脱包している状態か分からないですけれども、レミントンのライフルですか、それをむき出しの状態で後ろにいるわけです。そこからそれをバックに消せ、消せ、撮るのではないよと怒号をかけられたら、これは、僕こういうひげしていますけれども、中東に来たのかなというような感覚に陥るわけです。非常に恐怖でした。人数も人数ですから。それで、そこで一旦消したの

ですけれども、こういった状況でございます。なので、奈良課長も十分覚えているかどうか分かりませんが、そういった状態で、僕は表現の自由、言うならば憲法21条に違反していると思います。役場の人間が消せと言った行為については、これは第2項の検閲に入ると思いますが、いかがですか。

○町長（齊藤啓輔君） ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

要は消せと言った行為が表現の自由に違反するのではないかということが言いたいことですね。これに関しては、先ほど私も一般論で言いましたけれども、憲法の保障する自由というのは公共の福祉とのバランスによってどちらが大切かで決まるわけなので、この場合もそうかもしれないですが、どこに箱わながあるかを撮影されることによって二次的な被害、または人命に被害が及ぶ場合は私の感覚では表現の自由より人命の保護が優先するというふうに思っています。

あと、検閲に当たるのではないかに関しては、検閲というのは行政機関が思想等の内容物を止めることを目的として発売なり公開禁止にするという行為なので、それに当てはめて言ったら検閲には当たらないのではないかなというふうに思います。

○13番（ジャストミートあたる君） これは、現場にいた人間とそうでない人間との差異だと思っています。相当な圧力を僕は受けて、実際消したわけです。その後データ復旧ソフトを使ってユーチューブにアップロードしたのですが、そういった動画を見て、余市町ひどいなと。こんな状況なのだ。熊を隠しているのではないか。言わば隠蔽に走っているのではないかというような意見たくさんもらいました。僕もユーチューブチャンネル持っているもので。ということについて、これが一般の意見だと思います。何で公開しないのだ。余市町の知り合いからも何だ、余市町って熊を公

開しないのだと。出ているのに出ていないと言うのだ、隠すのだという意見を多数いただきました。だから、僕はこうやって熊のことについて聞いているのです。これ隠している、隠蔽だと思いませんか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

ちょっと質問をまとめていただきたいのですが、どの行為が隠蔽なのかということをおの解釈でいいかと、要は消せ、消せと言ったことが隠蔽に当たるというふうな理解で回答させていただきますと、先ほど言ったとおり、熊が捕れましたということは情報は別に隠蔽をせずに公開しているわけなので、その点は特に隠蔽する意図はもちろん役場としてもないと思いますし、実際に出ているということだと思います。あとは、消せ、消せと言ったことを責めるのであれば、先ほど私が言った見解のとおりかなというふうに思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 次に移りたいと思います。

有害鳥獣駆除業務委託料に150万円なのですが、これは猟友会には払われているものでしょうか。もう一度お答え願います。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

アライグマのわな猟に関しては、有資格事業者には委託しているということでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） その業者とは誰ですか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

令和3年度までは猟友会余市支部と契約していて、令和4年度からは庄野屋さん契約していま

す。

○13番（ジャストミートあたる君） 猟友会の後がちょっと聞き取れなかったので、もう一度お願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

令和4年度からは、庄野屋さんと契約しています。

○13番（ジャストミートあたる君） 庄野屋さんというのは個人ですか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

個人事業主だそうです。

○13番（ジャストミートあたる君） 150万円もの公費が払われているならば、やはり写真や動画によって周知させてもよろしいのではないのでしょうか。例えばメディアを入れるだとか、積極的にメディアを入れる、新聞社に連絡をする等でやはり周知させるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

質問の趣旨としては、余市町の予算が投入されているから、その結果をきちんと公表すべきだというような趣旨だというふうに見受けられました。これに関しては、議会議員になられたので、決算委員会とかで情報をもろろ精査することができるわけです。要はおっしゃっている捕獲の状況とかをメディアに出す、例えばアライグマが捕れましたというのをメディアに出すことの意義については、私はちょっと分かりかねます。仮に熊だったら危険度の話、さっきしていますけれども、それでこの場所に出たから気をつけてくださいねという注意喚起の意図もあって、行為の様態に着

目したらそれは出す必要があるかと思えますけれども、アライグマはそんなに生命に危険が及ぶものではないので、適切に業務が執行されているのであれば、それは特にその情報まで出す必要があるのかどうかは私は分かりかねるということです。

○13番（ジャストミートあたる君） アライグマではなく、熊です。熊においては、公開すべきだと思います。なぜなら、僕は殺処分することには異議はないですが、やはり知るべきことだと思います、この北海道においては。なので、この間も登で目撃情報が出たようでございますが、例えば親子連れの熊が出たというぐらいだったらあんまり恐怖というのは湧かないわけで、実際おりに入って暴れている熊を見たほうがやっぱり熊に対する恐怖って湧くと思うのです。つまりもっとリアルな熊の実態というものを知らしめるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

ジャストミートあたる議員のほうでちょっと論点が混同されているようなので、私のほうでまとめさせていただきますと、今2つの論点が混同していて、熊とアライグマは別の話になっています。庄野屋さんの話をしたのはアライグマのほう。熊の話はまた別の論点。熊に関しては、もちろん先ほど公開と表現の自由と生命の安定の話をさせていただきましたけれども、情報は公開していますと、新聞等で。アライグマに関しては別に生命に危険が及ばないから、特に別に業務が適切に執行されているのであれば公開しなくてもいいのではないですかというのが私の、まとめるとそういうことになります。

○13番（ジャストミートあたる君） アライグマは分かりました。

熊の件で、再度になるのですけれども、熊はや



っぱり映像で見せたり、写真で見せないと恐怖は伝わらないと思います。例えば熊牧場のCMを見たところでかわいいなとか思ってしまうのですけれども、実際熊牧場行ってみると戦慄が走るわけです。そういったもので注意喚起するにも映像と写真というものが効果的だと思いますが、いかがでしょう。

**○町長（齊藤啓輔君）** 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

先ほどの再度まとめになります、熊の情報は2次被害などを防ぐ観点から新聞等に情報を流していますと、文字で、もちろん。新聞だから、文字です。だから、映像を果たして流す必要があるのかという話なのですけれども、実際に熊に会ったら怖いって分かりますよね、道民であれば。ですから、そこまで映像を撮って公開するというようなことの必要性までは分かりかねるというのが私の見解です。

**○13番（ジャストミートあたる君）** 必要性というよりは、もしそういった方が出てきたら、僕みたいな撮りたい人が出てきたら、役場としては許可いただけますか。

**○町長（齊藤啓輔君）** 13番、ジャストミートあたる議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思えます。

先ほどと同じ論点になりますけれども、撮ってどうしたいのかというようなのが今仮にジャストミートあたる議員が言うところの表現の自由というふうに仮定しますと、行政サイドとしては熊による人的な被害を防ぐというのが政策目標としてあるわけです。それで、ジャストミートあたる議員が主張される憲法の表現の自由が害されるのではないかということを中心としたら、我々はいいや、ちょっと待ってくださいと。公共の福祉を増進するために、生命を安定的に守るためにやっているのです、こちらのほうが優先でしょうという

ようなことになるわけです。ですから、また私も今話を、経緯を聞きましてけれども、箱わなを設置する場所を撮影されて、ユーチューブで配信されて、いろいろな人がそこに行ったとしたら、たまたま熊に出くわしたということも可能性としてあるわけではないですか。そういう観点から生命の安全を確保するというところで表現の自由に今回は優先、例えば仮に今、禁止するとは言っていないですが、例えば猟友会とかがちょっと撮らないでください、これは危ないのというような依頼が来たとしたら、それは憲法上の議論、ここは憲法上の議論をする場ではないけれども、私の感覚ではそれは知る権利に優先するのではないのかなというふうには感覚としては思います。

**○13番（ジャストミートあたる君）** それは、命だとか危険だとかいうならば、近寄らないでくださいだと思いのです、恐らく。なのですが、もう近寄った状態で撮らないでください、公開しないでください、消せというのは、これ役場の職員から言われた言葉です。今の意図とは違うと思えますが、いかがでしょう。

**○町長（齊藤啓輔君）** 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

役場職員としては、先ほど私が言ったとおり、安全性を確保するためにやったことだというふうに思っており、適切に業務を執行した感じだと思っています。もう捕まっているから危険性はないだろうということが論点、主張だと思えますけれども、もちろん同じ場所に再度わなを設置される可能性もありますので、そういう観点から安全性の確保でそういう依頼をしたのだと。禁止というよりは依頼をしたのだというふうに思います。この点は、もちろんここは裁判所ではないので、憲法議論は最高裁の判断になりますけれども、その辺はもし疑問があるのであれば、法的に解決するのが一番いいのではないかなというふうに思いま

す。

○13番（ジャストミートあたる君） ならば、宮本牧場のデントコーン畑で設置された箱わなの場所は、適切だったのでしょうか。

○議長（藤野博三君） ジャストミートあたる議員に申し上げます。

質問の内容が1問目の質問に及んでいるところもありますので、町長の答弁としてはそれを除いた答弁になると思いますので、よろしくご理解願いたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

箱わなの設置に関しては、被害の状況、依頼を受けて設置するということであります。

○13番（ジャストミートあたる君） 戻れないということなので、今後も追求したいと思いますが、時間の関係上、これで2枚目終わりたいと思います。

次、3枚目でございます。時間がないので、端的にお聞きします。余市町からたばこの自動販売機、撤去するご意志はありますか。

○教育長（前坂伸也君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど私の答弁でございますが、未成年者がたばこやアルコール飲料が入手しやすい環境下に置かれることは問題があるということで十分認識はしておりますが、今関係機関からそういった販売業者等々に撤去の要請等もあるように聞いております。そういった中で今撤去も進んでいると思いますので、ご質問にあるような措置は今現在考えておりません。

○13番（ジャストミートあたる君） 何かほかがやってくれるから、私たちはやらないというように聞こえるのです。もっと主体的に子供からこういった催奇性のある物質を含んだもの、酒とかた

ばこ、こういったものを守るにも大人が立ち上がらなければ駄目だと思っています。実際私・・・・  
非常に苦労しました、喫煙を抑えるのが。言っても駄目、中毒状態で来ますので、言っても無駄なのです。物理的に止めてもつかみ合いのけんかになるということも何回かありました。僕が取った手段としては、何となくどこで買っているかを聞き出し、そこに警察入れるということをやりました。それで、店を、どことは言いませんが、2軒ほど潰しました。でも、購入するので、では彼らはどうするかというと、親からタスポもらって、配るのです。ばかな親がいるから、そういうことが終わらないのですけれども、だったら自動販売機というものを潰すしかないのです、青少年から守るには。教育長には強い意志を持ってこれに挑んでいただきたいのですが、いかがでしょう。

○教育長（前坂伸也君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

私も議員さんの思いと一緒にございます。子供を喫煙、飲酒から守るということは私もそのとおり強い思いを持っております。ただ、答弁繰り返しになりますが、ただいまご質問にあったような措置については現段階で考えておりません。

○13番（ジャストミートあたる君） もうちょっと大きい声でお願いします。マスクしているので、ちょっと聞こえないので。

今のところではなく、これから条例なりなんなりつくって、議員からでも町からでもそういった条例つくっていただきたいと思いますという意見で3枚目終わりたいと思います。

最後に、4枚目でございます。余市町独自の子育て応援で、おむつ定期便というのは明石市の元市長ですか、泉房徳氏のアイデアを丸パクリした

ものでございます。ただし、トドックシステムを使うというのはいいなど。余市町ではトドックシステムは結構普及しているもので、これに乗けるとやはり業務手数料、委託料が発生しない。なもので、希望者を募るだけのおむつ定期便が可能というふうに僕は考えております。いかがでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 子育て支援策については来年度予算との関係もあるので、様々な政策、おむつのサブスクについてもちょうど考えていたところですし、様々なやり方を考えているところです。

○13番（ジャストミートあたる君） 時間が迫っているので、今までこの4枚、今後も追求したいと思います。子育て応援については、町長、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（藤野博三君） ジャストミートあたる議員の発言が終わりました。

---

○議長（藤野博三君） お諮りいたします。

会議規則第9条第1項の規定に基づき、16日から18日までの3日間は休会といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、16日から18日までの3日間休会とすることに決しました。

---

○議長（藤野博三君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、19日は会議規則第8条の規定に基づき、

午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午前11時44分

上記会議録は、細川書記・寒河江書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長            12番    藤    野    博    三

余市町議会議員            4番    佐    藤    剛    司

余市町議会議員            5番    内    海    冨美子

余市町議会議員            6番    庄            巖    龍